

津山市特定建築物等定期報告実施要領

令和2年8月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条1項に基づく『特定建築物』及び同条第3項に基づく『特定防火設備等（随時閉鎖し、又は作動することが出来る防火設備（防火ダンパーを除く。以下「防火設備」という。））』の定期報告について、必要な事項を定めるものとする。

(提出書類)

第2条 特定建築物及び特定防火設備等の定期報告の提出種類は、建築基準法施行規則第5条第3項及び第4項並びに第6条第3項及び第4項、津山市建築基準法施行細則（以下「細則」という）第13条第2項に掲げるもののほか、以下に掲げる書類とする。

(1) 定期調査報告書（第三六号の二様式）又は定期検査報告書（第三六号の八様式）において改善が必要な指摘事項がある場合には、『改善計画書（別記第1号様式）』。

(2) (1)の場合において指摘事項が改善されたときは、『改善済み報告書（別記第2号様式）』。この場合において、改善前後の写真を添付するものとする。

(3) 代理者によって定期報告を行う場合にあっては、委任状（任意様式）。

(定期報告の対象とならない場合等)

第3条

(1) 定期調査報告の対象であった特定建築物が、休止等の理由により定期報告の対象となくなつた場合又は、その他市長が必要と認めて求める場合は、『定期調査報告対象建築物に該当しない旨の届出書（別記第3号様式）』を提出するものとする。この場合において該当しない理由が用途規模による対象外である場合は、その状況を明示した各階平面図を添付するものとする。

(2) 定期検査報告の対象であった防火設備が、建築物の休止等の理由により定期報告の対象となくなつた場合又は、その他市長が必要と認めて求める場合は、対象とならない状況が記された図面等を添えて、『定期検査報告対象防火設備に該当しない旨の届出書（別記第4号様式）』を提出するものとする。

2 休止等していた建築物等で使用再開等の理由により定期報告の対象となる場合は、使用再開等の後、直近となる細則第13条第3項又は第14条第2項の時期に報告する。

(提出部数及び提出先)

第4条 定期報告書の提出部数は、正本1部、副本1部とし、受理決裁後、正本は津山市で保管（保存年限3年）し、副本は所有者又は管理者に返却する。また、定期報告概要書の提出部数は1部とし、受理決裁後、津山市で保管する。なお、所有者又は管理者に対し、副本の保管を指導するものとする。

2 定期報告書及び定期報告概要書は、市長に提出するものとする。

(調査及び検査の時期)

第5条 特定建築物の調査の時期は、報告対象年の毎年1月以降で、報告日前3月以内とする。

2 特定防火設備等の検査の時期は、毎年4月以降で、報告日前1月以内とする。

(その他)

第6条 この要領に定めがない事項については必要に応じて、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。